

自動車営業をはじめられる方へ

いわゆる「キッチンカー」や「移動販売車」など、自動車によって食品を調理・販売する場合、固定店舗と同様、取り扱う食品の種類や作業内容に応じて、「**営業許可**」または「**営業届出**」が必要になることがあります。

NEW

令和3年（2021年）6月1日以降に許可を取得される場合、道立保健所管内のほか、札幌市・旭川市・函館市・小樽市を含む「**全道一円**」での営業が可能になりました。



① 営業許可・届出について

取り扱う品目等により必要な手続きが異なります。

営業許可の取得が必要	<ul style="list-style-type: none">・焼き鳥、唐揚げ、フライドポテト、クレープ等の調理販売・ビール、コーヒー等ドリンク類の提供・包装していない魚介類の陳列販売や加工販売
営業届出が必要	<ul style="list-style-type: none">・弁当そうざい（完成済品）の販売・食肉（包装済品）、魚介類（包装済品）、青果物の販売・その他温度管理が必要な食品や生鮮食品の販売
許可も届出も不要	<ul style="list-style-type: none">・常温で長期間保存可能な食品（缶詰、スナック菓子、常温保管可能な飲料等）

② 営業可能な地域について

令和3年（2021年）6月1日以降新たに許可を取得される場合、道立保健所管内の他、札幌市・旭川市・函館市・小樽市を含む「**全道一円**」での営業が可能です。

！既に許可を取得している方は以下の取扱いとなります

飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、魚介類販売業（包装以外）、食肉処理業を取得している場合

🗨️ 現在お持ちの営業許可の有効期限までは、許可証に記載している区域以外では営業できません。

次回の許可更新時、または有効期限までに改めて許可を取得すると、「全道一円」での営業が可能となります。

🐻 乳類販売業、食肉販売業（包装）、魚介類販売業（包装）を取得している場合

🗨️ 令和3年6月1日から自動的に「営業許可」から「営業届出」に移行され、「全道一円」で営業が可能となります。

🐻 食品販売業を取得している場合

🗨️ 食品販売業については、営業届出に自動移行されないため、令和3年11月30日までに改めて届出を行う必要があります。

届出を行った時点から、「全道一円」での営業が可能です。

③ 許可申請先・届出先について

「営業基地」の場所によって許可申請先・届出先が異なります。

「営業基地」とは？

発進前の準備及び帰着後の後始末など、営業の管理的業務を行う場所を言います。



営業基地が道内にある場合

営業基地の所在地を所管する保健所で手続きを行ってください。



営業基地が道外にある場合

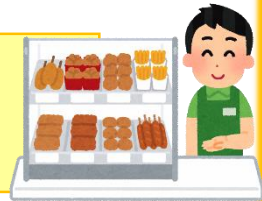
主な営業場所（予定も含む）の所在地を所管する保健所で手続きを行ってください。

④ 取扱い可能な品目について

自動車で使用する食品の調製、予備加工、包装等は、**原則として食品衛生法に基づく許可を受けた施設**で行ってください。

また、自動車内で調理加工を伴う品目を提供する場合、営業室の広さや構造、営業の内容により、以下の条件が付されることがあります。

- 調理を要する取扱品目は、**1～2品目程度**の提供とすること
- 自動車で行う調理は、原則として、**加熱・成型程度**とすること



なお、以下のとおり、**給水・排水タンクの容量**により、車内で実施可能な行為が異なります。

40ℓ	<ul style="list-style-type: none">1工程程度の簡易な調理を行う使用する水は手洗い程度で、調理に水をほとんど使用しない	
80ℓ	<ul style="list-style-type: none">2工程程度までの簡易な調理を行う手洗いの他、調理にも水を使用する調理器具等の洗浄が必要となる	
200ℓ	<ul style="list-style-type: none">多品目を提供する手洗いの他、調理にも大量の水を使用する調理器具、食器等の洗浄や原材料の下処理を行う	

その他、詳細は最寄りの保健所までお問い合わせください
(連絡先) 北海道空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室
(北海道滝川保健所) 生活衛生課食品保健係
0125-24-6201 (代表)